

仕 様 書

本仕様書は、廃小型家電類の処理委託の適正を期するため、業務に必要な事項を定めるものである。この業務の遂行上必要な事項は、本書に明記されない事項であっても、伊勢広域環境組合(以下「発注者」という。)と受注者との協議の上、実施するものとする。

なお、業務の重要性及び公共施設であることを認識した上、廃棄物処理関係法令等業務遂行に係る関係法令並びに発注者の関係条例及び規則等を遵守して、業務の履行には万全を期するものとする。

1. 委 託 名 称 廃小型家電類処理委託その2

(廃小型家電類とは、家電リサイクル法対象物及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第1条に掲げられたもので、パソコンを除く、「電子レンジ、掃除機、扇風機、AV機器、ファンヒーター、電気かみそり、携帯電話、加熱式たばこ等、電気や電池を使用する小型の家電類」で不要となったもの)

2. 委 託 場 所 伊勢市西豊浜町 653 番地 清掃工場

3. 委 託 期 間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4. 業 務 範 囲

- (1) 発注者は、発注者の粗大ごみ処理施設に収集された廃小型家電類の再資源化、再商品化を目的として受注者に処理委託するものとする。
- (2) 廃小型家電類は、発注者の指定する場所において引き渡しを受けるものとする。

5. 再資源化処理条件

- (1) 受注者は、発注者から引き渡しを受けた廃小型家電類を循環資源として、確実にかつ適切に再生処理を行うこと。
- (2) 国内での希少金属類の循環を目的とするため、受注者は廃小型家電類から希少金属を取り出す技術を有すること。
- (3) 再資源化処理の実施に伴い発生するごみ及びシュレッダーダスト等は、すべて、受注者がその負担において処分するものとする。
- (4) 廃小型家電に含まれたフロン類を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら適正に行うこと。

6. 資 格

- (1) 受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の認定事業者であること。
- (2) 受注者は、廃小型家電類に含まれたフロン類の回収及び破壊を適正に行う者であること。

7. 再資源化量等の報告

受注者は、発注者から引き取った廃小型家電類の再資源化量、貴金属含有量、再商品化物の引き渡し先について、発注者に報告しなければならない。

8. 引き取り方法及び計量の方法

- (1) 廃小型家電類の引き取りについては、発注者からの連絡により受注者が、延滞なく引き取りを行うこと。(積み込みに関しては組合の重機を使用可)
受注者は、作業に直接必要となる有資格者を従事させなければならない。また、この業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者が賠償額を負担するものとする。
- (2) 引き取った廃小型家電類をその都度受注者にて計量し、引取り量を当組合へ報告すること。検収数量は、受注者の計量の数量とする。
- (3) 搬出時間は施設の運転時間内とし搬出確認は当組合の計量機にて行う。その他、組合の指示に従うこと。

9. 搬出車両

最大積載量が12t以下。

最大車両寸法、車高3.8m、全長8.50m、全幅2.49mとする。

10. 支払方法

1ヶ月の処理合計量に契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した額を、請求により支払いするものとする。

ただし、1円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。

11. 確認及び調査

- (1) 発注者は、廃小型家電類の再資源化方法等を確認するため、必要に応じて受注者の施設に立ち入り調査することが出来る。
- (2) 発注者が業務に係る資料の提出を求めた場合、受注者は速やかに応じなければならない。

12. その他

- (1) 受注者は、発注者の許可無く発注者の所有物を持ち出ししたり、業務に必要としない物を持ち込んで서는ならない。
- (2) 受注者は、発注者の受け入れ業務に支障を来たさない様、搬出するものとする。

13. 業務委託予定量 205t

14. 見積価格 1t当りの処理費とする。(運搬費を含む。) (消費税及び地方消費税抜き。)